

仕 様 書

1 事業名 令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業

2 目的

我が国の漁業生産量は、昭和59年にピークに達した後、減少傾向（一方、世界の生産量は、この30年間で約2倍）という状況にある。

このような状況の中、将来にわたって持続的な水産資源の利用を確保するため、平成30年12月に改正（令和2年12月1日施行）された漁業法では、新たな資源管理システムの構築を一つの柱とし、水産資源の保存及び管理を適切に行うことを国及び都道府県の責務とするとともに、持続的に生産可能な最大の漁獲量（最大持続生産量：MSY）を達成する水準に資源を維持・回復させることを目標とし、目標達成の手段は漁獲可能量（TAC）による管理を基本としている。これを受け、今後、令和5年度までに漁獲量ベースで8割をTAC対象魚種とすることを目指している（現在は6割）。

他方、同じ資源を利用する遊漁についても、漁業者が実施する資源管理の実効性が損なわれないよう一定の管理が求められており、クロマグロについては令和3年6月1日より広域漁業調整委員会指示により遊漁に対し採捕の制限を実施することになったところ。

このような遊漁の資源管理を巡る近年の動向や過去に実施した遊漁委託調査事業の成果も参考に、令和3年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業で構築した遊漁採捕量等報告システムを改修し、データを収集するとともに実態調査を行い採捕量等の管理・推計手法を確立し、ICTによる採捕量報告を普及するために必要な課題を整理し遊漁に関する資源管理施策の検討を推進することを目的とする。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4 業務内容

業務は、次により実施するものとする。

(1) 調査事項

- ① 令和3年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業で構築した遊漁採捕量等報告システムの改修・運用・保守を行い、データを収集する。

改修内容は報告の際に選択する魚種名の追加、ユーザー登録機能及びユーザーが過去の自分の釣果データを閲覧できる機能の追加、API（アプリケーションプログラミングインターフェース）の作成と既存アプリ会社との連携とする。（詳細については、別紙「令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業における遊漁採捕量等報告システムの改修等業務仕様書」のとおり。）

- ② TAC魚種並びに今後検討が進められるTAC候補魚種の中から遊漁の採捕量が多く見込まれるものを2魚種程度選定し、遊漁による採捕実態について、文献・ヒアリング等により調査する。

- ③ 諸外国の遊漁施策や遊漁者の採捕量等の収集手法に関し調査する。

(2) 検討事項

上記(1)の調査内容を検討し、得られた結果を取りまとめ、遊漁による全国の採捕量を推計するとともに、ICTを活用した報告手法を確立・普及するに当たっての改善点や実態調査を踏まえた魚種別の管理手法を整理し、今後の遊漁資源管理政策のあり方を検討するため必要な具体的対応方法について検討する。

(3) 調査方法

上記(1)の調査事項について、下記5の資料等(過去に実施した遊漁委託調査事業の内容を含む)から情報を収集し、調査を実施する。

(4) 釣りと漁業の共存及び資源管理の推進に関する検討会等の設置

調査の内容や方法、調査結果の分析・検討を行う機関として、研究者、釣り団体、釣り有識者、ICT専門家等の委員8名程度からなる検討会を設置し、事業の履行期間中3回程度検討会を開催する。

(5) その他

① 検討会及びその他対面での事務打合せ等に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じるほか、感染状況に応じて、会議を対面からウェブへ切り替えて対応する。

② 本事業により得た成果や特許については、水産庁に帰属する。

5 資料等の貸与及び返還

希望者から申し出があれば、6の成果品提出場所で、本事業を実施するために必要な資料等を閲覧・貸与する。

6 成果品

業務内容について報告書に取りまとめ次の場所へ提出すること。
水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室(農林水産省本館8階ドアNo.818)

7 事業実績報告書

事業が終了した場合は、実績報告書を提出すること。

8 業務の引継ぎ

(1) 現行の事業者から受託者に業務を引継ぐ場合、水産庁は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び受託者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。受託者は本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、現行の事業者の負担となる。

(2) 受託者は、本事業の終了に伴い次期事業者へ業務を引継ぐ場合、業務の引継ぎ計画及びその内容について事前に水産庁に提示し、了承を得た上で、業務内容を明らかにした書類等により、次期事業者に対し、十分な引

継ぎを行うものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、受託者の負担となる。

9 その他

- (1) 上記4(1)②及び③の調査及び4(4)の検討会については、農林水産省職員も同行または出席し調査ならびに検討会を実施する。
- (2) 受託者は、毎月の業務状況等を翌月のはじめから5営業日以内に水産庁に報告するほか、検討会については、終了後2営業日以内に2ページ以内にまとめた概要メモを、10営業日以内に逐語形式の議事録を作成し水産庁に提出するほか、水産庁の求めに応じその他必要な報告を行う。
- (3) 業務の目的を達成するために、水産庁は、業務内容や進行状況に関して必要な指示を行い、受託者はこの指示に従うものとする。
- (4) 受託者は、業務により知り得た情報を外部に漏らしてはならない。
- (5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、水産庁と受託者が協議を行うものとする。

別紙

令和4年度

新たな資源管理システム構築促進事業のうち

遊漁採捕量等実態調査事業における

遊漁採捕量等報告システムの改修等業務仕様書

水産庁

目次

1	事業の概要	4
	(1) 事業名	4
	(2) 業務の背景	4
	(3) 業務の目的	4
	(4) システムの概要	4
	(5) 契約期間	5
	(6) 作業スケジュール	5
2	調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等	5
	(1) 調達範囲	5
	(2) 調達案件及びこれと関連する調達案件	5
3	遊漁採捕量等報告システムに求める要件	6
4	作業の実施内容	7
	(1) 調査の実施及び要件定義の作成	7
	(2) 設計・開発実施計画書等の作成	8
	(3) 設計	8
	(4) 開発・テスト	8
	(5) 受入テスト支援	8
	(6) 遊漁採捕量等報告システムの運用・保守	9
	(7) 定例会等の実施	10
	(8) 情報資産管理標準シートの提出	10
	(9) 成果物	11
5	作業の実施体制・方法	12
	(1) 作業実施体制	12
	(2) 作業場所	13
	(3) 作業の管理に関する要領	13
6	作業の実施に当たっての遵守事項	14
	(1) 機密保持、資料の取扱い	14
	(2) 個人情報の取扱い	14
	(3) 標準ガイドラインの遵守	15
	(4) その他文書、標準への準拠	15
	(5) 規程等の説明等	16
	(6) 情報システム監査	16
	(7) セキュリティ要件	16
7	成果物の取扱いに関する事項	16
	(1) 知的財産権の帰属	16
	(2) 契約不適合責任	17
	(3) 検収	18
8	入札参加資格に関する事項	18
	(1) 競争参加資格	18
	(2) 受注実績	18
	(3) 複数事業者による共同入札	18
	(4) 入札制限	19
9	再委託に関する事項	19

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	19
(2) 承認手続.....	19
(3) 再委託先の契約違反等.....	19
1 0 その他特記事項.....	20
(1) 前提条件等.....	20
(2) その他.....	20
1 1 附属文書.....	21

1 事業の概要

(1) 事業名

新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業

(2) 業務の背景

我が国の漁業生産量は、昭和59年にピークに達した後、減少傾向（一方、世界の生産量は、この30年間で約2倍）という状況にある。

このような状況の中、将来にわたって持続的な水産資源の利用を確保するため、平成30年12月に改正（令和2年12月1日施行）された漁業法では、新たな資源管理システムの構築を一つの柱とし、水産資源の保存及び管理を適切に行うことを国及び都道府県の責務とするとともに、持続的に生産可能な最大の漁獲量（最大持続生産量：MSY）を達成する水準に資源を維持・回復させることを目標とし、目標達成の手段は漁獲可能量（TAC）による管理を基本としている。これを受け、今後、令和5年度までに漁獲量ベースで8割をTAC対象魚種とすることを目指している（現在は6割）。

他方、同じ資源を利用する遊漁についても、漁業者が実施する資源管理の実効性が損なわれないよう一定の管理が求められており、クロマグロについては令和3年6月1日より広域漁業調整委員会指示により遊漁に対し採捕の制限を実施することになり、クロマグロ遊漁採捕量を報告するシステムが必要になったため、令和3年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業で遊漁採捕量等報告システムを構築した。令和3年度中にクロマグロ以外の魚種（海水魚）の報告もできるようにシステムを改修したが、更なる魚種名（淡水魚）の追加や、報告する意欲を高めるためにユーザー登録をし、過去の自己データの閲覧を可能とすること、データの充実を図るため、既存アプリ会社との連携が必要となった。

(3) 業務の目的

新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業においては、遊漁の資源管理を巡る近年の動向や過去に実施した遊漁委託調査事業の成果も参考に、令和3年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業で構築した遊漁採捕量等報告システムを改修し、データを収集するとともに実態調査を行い採捕量等の管理・推計手法を確立し、ICTによる採捕量報告を普及するために必要な課題を整理し遊漁に関する資源管理施策の検討を推進することを目的とする。

本業務においては、令和3年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業で構築した遊漁採捕量等報告システムの利便性を高め、データの充実を図るため、改修・運用・保守を行うことを目的とする。

(4) システムの概要

遊漁採捕量等報告システムのイメージは図1のとおりとする。

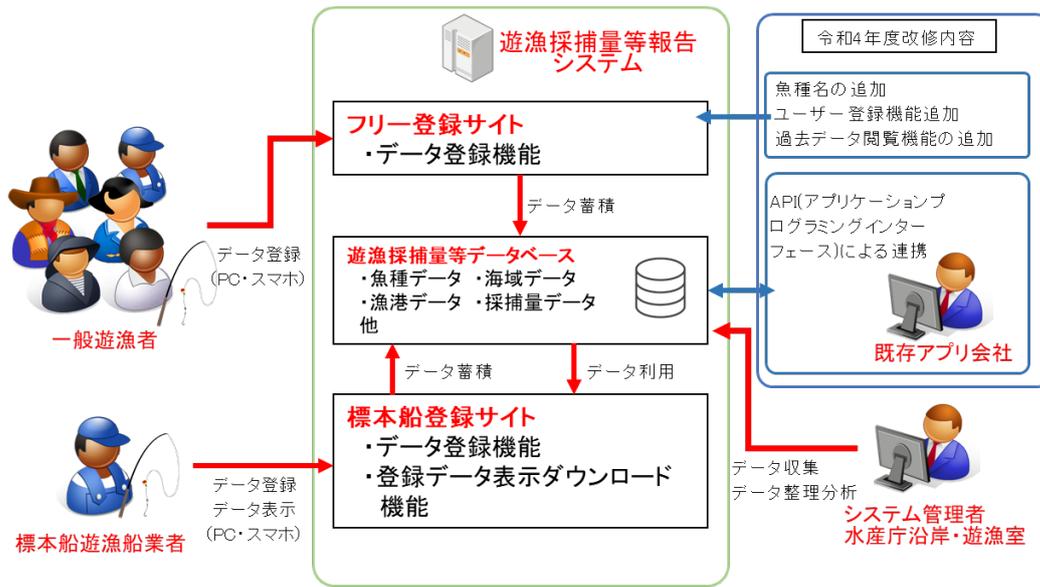


図1 遊漁採捕量等報告システムの概要

(5) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

(6) 作業スケジュール

作業スケジュールは次のとおり想定している。

業務内容	R3.4	5	6	7	8	9	10	11	12	R4.1	2	3
(1) APIによる連携先の調査・選定	←→											
(2) 要件定義の作成		←→										
(3) 設計			←→									
(4) 開発・テスト				←→								
(5) 遊漁採捕量等報告システムの運用・保守	←→											

図2 作業スケジュール

2 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等

(1) 調達範囲

本調達では、令和3年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業で構築した遊漁採捕量等報告システムの改修・運用・保守業務及びこれに附帯する業務を行うものとする。

(2) 調達案件及びこれと関連する調達案件

- 調達案件名

令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業における遊漁採捕量等報告システムの改修等業務

○ 調達方式

- 一般競争入札(総合評価落札方式(技術点と価格点の配点割合を2:1とする加算方式))

○ 実施時期

- 入札公告: 令和4年2月頃
- 落札者決定: 令和4年3月頃

3 遊漁採捕量等報告システムに求める要件

遊漁採捕量等報告システムは、標本船として登録された遊漁船業者が採捕量を登録する標本船登録サイトと、釣り人誰もが採捕量を登録できるフリー登録サイトに分かれ、標本船が登録する際には ID 及びパスワードの入力が必要であり、フリー登録サイトは ID を付与していない。WEB サイト及びスマホアプリ「遊漁採捕量等実態調査アプリ」からアクセスする。

WEB サイトの URL

https://yugyo-saihoryo.jp/index_free.php

当該業務におけるシステム改修においては、令和3年度事業で構築した遊漁採捕量等報告システムに、報告の際に選択する魚種名の追加、ユーザー登録機能及びユーザーが過去の自己の釣果データを閲覧できる機能の追加、API の作成及び既存アプリ会社との連携を行うこと。なお、当該要件以外にシステムの安定性や利便性を向上させるための具体的な要件については、担当職員と協議の上、決定することとする。

また、事業の実施に当たっては、4(1)要件定義の作成の各要件を満たすこと。

令和3年度事業で構築した遊漁採捕量等報告システムの仕様等については以下のとおり。

(1) システムのサーバの仕様等

- レンタルサーバ ディスク使用量 1GB 以下
- プログラム言語 html、PHP7.4
- データベース MySQL 5.7(令和3年度のデータ使用量 2MB 以下)
- 1日あたりの訪問者数 平均 35 最大 95
- サーババックアップ レンタルサーバの付帯サービスを利用
- サーバ維持費 レンタルサーバ料 年 2 万円程度
ドメイン利用料 年 1 万円程度

(2) システムのソフトウェア情報

- Oracle My SQL 5.7
- The PHP Group PHP 7.4

(3) スマホアプリの仕様

・Android アプリ

Android OS 4.4 以上 アプリサイズ 3.5M

Google Play よりインストール可能

・iOS アプリ

iOS 12.1 以上 アプリサイズ 46.7MB

App Store よりインストール可能

4 作業の実施内容

業務は、次により実施するものとする。

本事業の受託者は、次に掲げる事項に留意し、以下の(1)から(8)までに係る業務を担うものとする。

ア 受託者は、水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室(以下「担当部署」という。)と随時協議を行うこと。

イ 担当部署との協議の内容は、受託者の責任において議事録に整理し、内容について担当部署の承認を得ること。議事録は、協議の実施後、原則として3日以内(行政機関の休日を除く。)に電子ファイルで担当部署にメールで提出すること。

ウ 本仕様書の内容及び解釈等に疑義が生じた場合その他必要がある場合は、事前に担当部署と協議し、担当部署の指示に従い対応すること。

エ 本仕様書は、上記目的に基づき実施する業務について最低限の基準を示したものである。したがって、本仕様書に明示されていない事項であっても、業務を円滑に行うために必要と認められる作業については、担当部署と協議し対応すること。なお、協議の結果、本業務では対応できないと判断された場合には、担当部署に対処方法等を提案すること。

オ 受注者は、担当部署の指示に基づき、本業務の契約から7日以内(休日を除く)に業務実施計画書(運用、保守業務を含む)の案を作成し、担当部署の承認を受けること。なお、記載内容は、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインを踏まえたものとする。

カ 3(2)のソフトウェアの内、PHPについては、2022年11月にサポート期限を迎えることから、本調達において指定するバージョンとするとともに、アプリケーションソフトウェアの改修を実施すること。

(1) 調査の実施及び要件定義の作成

受注者は、令和3年度事業で構築した遊漁採捕量等報告システムのAPI(アプリケーションプログラミングインターフェース)による連携先となる遊漁採捕量データの収集を行っている既存アプリ会社について調査し、選定を行う。また、遊漁採捕量等報告システムの以下の改修内容を踏まえ、要件定義書を作成し、担当部署の確認を受けるものとする。

- ア 報告の際に選択する魚種名の追加
- イ ユーザー登録機能及びユーザーが過去の自己の釣果データを閲覧できる機能の追加
- ウ API の作成及び既存アプリ会社との連携

なお、受注者は、「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル(2019年9月24日 内閣サイバーセキュリティセンター)」の点検を行い、要件定義書に反映すること。

(2) 設計・開発実施計画書等の作成

受注者は、遊漁採捕量等実態調査事業プロジェクト計画書と整合をとりつつ、担当部局の指示に基づき、設計・開発実施計画書を作成し、担当部局の承認を受けること。

なお、設計・開発実施計画書の記載内容は、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン「第7章 設計・開発」で定義されている事項を踏まえたものとする。

(3) 設計

ア 受注者は、(1)で作成した要件定義書の機能要件及び非機能要件を満たすための基本設計及び詳細設計を行い、成果物について担当部局の承認を受けること。

イ 受注者は、運用設計及び保守設計を行い、定常時における作業内容、その想定スケジュール、障害発生時における作業内容等を取りまとめた運用・保守作業計画の案を作成し、担当部局の確認を受けること。

(4) 開発・テスト

ア 受注者は、開発に当たり、アプリケーションプログラムの開発又は保守を効率的に実施するため、プログラミング等のルールを定めた標準(標準コーディング規約、セキュリティコーディング規約等)を定め、担当部局の確認を受けること。

イ 受注者は、開発に当たり、情報セキュリティ確保のためのルール遵守や成果物の確認方法(例えば、標準コーディング規約遵守の確認、ソースコードの検査、現場での抜き打ち調査等)の実施主体、手順、方法等を定め、担当部局の確認を受けること。

ウ 受注者は、単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準等を記載したテスト計画書を作成し、担当部局の承認を受けること。

エ 受注者は、設計工程の成果物及びテスト計画書に基づき、アプリケーションプログラムの開発、テストを行うこと。

オ 受注者は、テスト計画書に基づき、各テストの実施状況を担当部局に報告すること。

カ 受注者は、開発・テスト終了後に遊漁採捕量等報告システム操作マニュアルを作成すること。

(5) 受入テスト支援

ア 受注者は、担当部署が受入テストのテスト計画書を作成するに当たり、情報提供等

の支援を行うこと。

- イ 受注者は、担当部署が受入テストを実施するに当たり、環境整備、運用等の支援を行うこと。
- ウ 受注者は、担当部署の指示に基づき、担当部署以外の遊漁採捕量等報告システム利用者のテスト実施も含めて、テスト計画書作成の支援を行うこと。

(6) 遊漁採捕量等報告システムの運用・保守

- ア 受注者は、業務実施計画に基づいて運用・保守業務を行うこと。なお、本改修をリリース後は(1)(3)の要件定義及び設計を踏まえた運用・保守作業計画書に沿って定常時運用・保守業務(システム操作、運転管理・監視、稼働状況監視、サービスデスク提供等)を行うこと。
- イ 受注者は、業務実施計画に基づき、運用・保守業務の内容や工数などの作業実績状況、サービスレベルの達成状況、遊漁採捕量等報告システムの構成と運転状況(情報セキュリティ監視状況を含む。)、遊漁採捕量等報告システムの定期点検状況、遊漁採捕量等報告システムの利用者サポート、教育・訓練状況、リスク・課題の把握・対応状況について必要に応じて運用・保守作業報告書を取りまとめること。
- ウ 受注者は、定期的に運用実績を評価し、達成状況が目標に満たない場合はその要因の分析を行うとともに、達成状況の改善に向けた対応策を提案すること。
- エ 受注者は、運用・保守作業報告書の内容について、定期的に担当部署にその内容を報告すること。
- オ 受注者は、運用・保守作業でプログラムの修正を行った場合、設計書等の更新を行い、テストを行った上で本番環境へ適用すること。改修の際に作成、更新した資料は、担当部署へ提出すること。
- カ 受注者は、担当部署が、遊漁採捕量等報告システム運用・保守継続計画を作成又は更新することとなった場合は、情報提供等の支援を行うこと。
- キ 受注者は、遊漁採捕量等報告システムの障害発生時(又は発生が見込まれる時)には、速やかに担当部署に報告するとともに、その緊急度及び影響度を判断の上、要件定義書の要件に示す障害発生時運用・保守業務(障害検知、障害発生箇所の切り分け、復旧確認、報告等)を行うこと。障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。具体的な実施内容・手順は担当部署の指示に基づいて行うこと。
- ク 受注者は、遊漁採捕量等報告システムの障害に関して事象の分析(発生原因、影響度、過去の発生実績、再発可能性等)を行い、同様の事象が将来にわたって発生する可能性がある場合には、恒久的な対応策を提案すること。
- ケ 受注者は、災害等の発生時には、担当部署の指示を受けて、運用・保守業務を実施すること。なお、災害等の発生に備え、最低年1回は事前訓練を実施すること。
- コ 受注者は、年1回、担当部署の指示に基づき、情報資産管理データと遊漁採捕量等報告システムの現況との突合・確認(以下「現況確認」という。)を支援すること。

- サ 受注者は、現況確認の結果、情報資産管理データと遊漁採捕量等報告システムの現況との間の差異がみられる場合は、担当部署の指示に従い、差異を解消すること。
 - シ 受注者は、現況確認の結果、ライセンス許諾条件に合致しない状況が認められる場合は、当該条件への適合可否、条件等を調査の上担当部署に報告すること。
 - ス 受注者は、現況確認の結果、サポート切れのソフトウェア製品の使用が明らかとなった場合は、当該製品の更新の可否、更新した場合の影響の有無等を調査の上担当部署に報告すること。
 - ア 受注者は、年間の運用・保守実績を取りまとめるとともに、必要に応じて作業計画に対する改善提案を行うこと。
- (7) 定例会等の実施
- ア 受注者は、担当部署と随時協議するとともに、業務の進捗状況を業務実施計画書に基づき月次で報告すること。
 - イ 受注者は、会議終了後、3 日以内(行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。))を除く。)に議事録を作成し、担当部署の承認を受けること。
- (8) 情報資産管理標準シートの提出
- ア 受注者は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(2019 年 2 月 25 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。以下「標準ガイドライン」という。)[別紙 1 情報システムの経費区分]に基づき区分等した契約金額の内訳を記載した情報資産管理標準シートを契約締結後速やかに提出すること。
 - イ 受注者は、担当部署から求められた場合は、スケジュールや工数等の計画値及び実績値について記載した情報資産管理標準シートを提出すること。
 - ウ 受注者は、次に掲げる事項について記載した情報資産管理標準シートを、担当部署の指示に従い、提出すること。
 - (ア) 開発規模の管理
 - 遊漁採捕量等報告システムの開発規模(工数、ファンクションポイント等)の計画値及び実績値
 - (イ) ハードウェアの管理
 - 遊漁採捕量等報告システムを構成するハードウェアの製品名、型番、ハードウェア分類、契約形態、保守期限等
 - (ウ) ソフトウェアの管理
 - 遊漁採捕量等報告システムを構成するソフトウェア製品の名称(エディションを含む。)、バージョン、ソフトウェア分類、契約形態、ライセンス形態、サポート期限等
 - (エ) 回線の管理
 - 遊漁採捕量等報告システムを構成する回線の回線種別、回線サービス名、事業者名、使用期間、ネットワーク帯域等

(オ) 外部サービスの管理

遊漁採捕量等報告システムで使用するレンタルサーバ等の外部サービスの外部サービス利用形態、使用期間等

(カ) 施設の管理

遊漁採捕量等報告システムを構成するハードウェア等が設置され、又は遊漁採捕量等報告システムの運用業務等に用いる区域を有する施設の施設形態、所在地、耐久性、ラック数、各区域に関する情報等

(キ) 公開ドメインの管理

遊漁採捕量等報告システムが利用する公開ドメインの名称、DNS名、有効期限等

(ク) 取扱情報の管理

遊漁採捕量等報告システムが取り扱う情報について、データ・マスタ名、個人情報の有無、格付等

(ケ) 情報セキュリティ要件の管理

遊漁採捕量等報告システムの情報セキュリティ要件

(コ) 指標の管理

遊漁採捕量等報告システムの運用及び保守の間、把握すべきKPI名、KPIの分類、計画値等の案

(9) 成果物

ア 成果物名

納入成果物は、以下のとおりとする。なお、納入成果物の詳細及び編集方法等については、担当職員と別途協議の上、決定すること。納付期限等については、ウ納入条件等を参照。

- ① 4オの業務実施計画書
- ② 4(1)の要件定義書
- ③ 4(2)の設計・開発実施計画書
- ④ 4(3)アの設計・開発の設計書等
- ⑤ 4(3)イの運用・保守作業計画書
- ⑥ 4(4)ウのテスト計画書
- ⑦ 4(4)オのテスト報告書
- ⑧ 4(7)イの業務についての打合せ議事録、会議資料一式
- ⑨ 4(8)の情報資産管理標準シート
- ⑩ 開発したソースコード、プログラム及び格納場所
- ⑪ 遊漁採捕量等報告システム操作マニュアル

イ 成果物の納品方法

- ・ 成果物は、全て日本語で作成すること。
- ・ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領(昭和27年4月4日内閣閣甲第16号内閣官房長官依命通知)」を参考にすること。

- ・ 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格(JIS)の規定を参考にすること。
- ・ 成果物は紙媒体及び電磁的記録媒体により作成し、水産庁から特別に示す場合を除き、原則紙媒体は正1部・副1部、電磁的記録媒体は1部を納品すること。
- ・ 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本産業規格 A 列4番とするが、必要に応じて日本産業規格 A 列3番を使用すること。
- ・ 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Office 又は PDF のファイル形式で作成し、CD-R 等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。
- ・ 納品後、水産庁において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- ・ 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、担当職員の承認を得ること。
- ・ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ・ 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報(対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日)を記載したラベルを貼り付けること。

ウ 納入条件等

納入期限は、契約書記載の履行期限とする。

エ 成果物の納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、水産庁が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒100-8907

東京都千代田区霞が関 1-2-1

水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室(農林水産省本館8階 ドア No. 本 818)

5 作業の実施体制・方法

(1) 作業実施体制

本業務の推進体制及び本業務受注者に求める作業実施体制は次の図3及び表1のとおりである。なお、受注者内の人員構成については想定であり、受注者決定後に協議の上、見直しを行う。また、受注者の情報セキュリティ対策の管理体制については、作業実施体制とは別に作成すること。

【本業務受託者に求める作業実施体制】

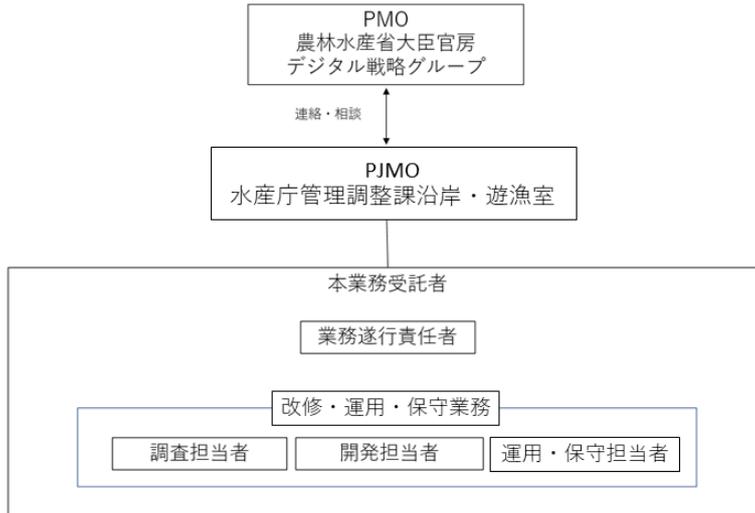


図3 本業務受注者に求める作業実施体制

【本業務における組織等の役割と作業要員に求める資格等】

組織等	本業務における役割	資格等 (いずれかの試験合格者を1名以上含む)	実績等
PMO	担当部署からのシステム開発等に係る相談対応を行う。	/	/
PJMO	遊漁採捕量等報告システムの管理組織として本業務の進捗等を管理する。		
業務遂行責任者	本業務全体を統括し、必要な意思決定を行う。また、各関連する組織・部門とのコミュニケーション窓口を担う。		
調査担当者	遊漁採捕量等報告システムのAPIによる連携のための調査業務を行う。		
開発担当者	遊漁採捕量等報告システムの設計・開発業務を行う。		
運用・保守担当者	遊漁採捕量等報告システムの運用・保守業務を行う。		本事業と同等の規模のシステム維持・管理の経験を3年以上有していること

※ 資格等については、当該資格保有者等と同等の資格又は能力を有することが経歴等において明らかなものについては、これを認める場合がある。

表1 本業務における組織等の役割と作業要員に求める資格等

(2) 作業場所

本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任において用意すること。また、必要に応じて担当職員が現地確認を実施することができるものとする。

(3) 作業の管理に関する要領

受注者は、担当部署が承認した設計・開発計画書の作業体制、スケジュール、開発形態、開発手法、開発環境、開発ツール等に従い、記載された成果物を作成すること。その際、担当部署の指示に従い、コミュニケーション管理、体制管理、作業管理、品質管理、リスク

管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。また、受注者は、業務実施計画書に基づき、運用・保守業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、作業管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

6 作業の実施に当たっての遵守事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

- ア 担当部署から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則(平成27年3月31日農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。)、
「農林水産省における個人情報情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令」等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。
- イ 本業務に係る情報セキュリティ要件は次の通りである。
 - (ア) 委託した業務以外の目的で利用しないこと。
 - (イ) 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。
 - (ウ) 持出しを禁止すること。
 - (エ) 受注事業者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
 - (オ) 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
 - (カ) 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めることや、必要に応じて発注者による実地調査が実施できること。
- ウ 上記以外に、別紙1「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」に基づき、作業を行うこと。

(2) 個人情報の取扱い

- ア 個人情報の取扱いに係る事項について水産庁と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。
 - (ア) 個人情報取扱責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報取扱責任者等の管理体制
 - (イ) 個人情報の管理状況の検査に関する事項(検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等)
- イ 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受注者はその旨を証明する書類を提出し、水産庁の了承を得たうえで実施すること。
- ウ 個人情報を複製する際には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、複製の実施

は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。なお、受注者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。

- エ 受注者は、本業務を履行する上で個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。以下同じ。)の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当職員に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。
- オ 受託者は、水産庁からの指示に基づき、個人情報の取扱いに関して原則として年1回以上の実地検査を受け入れること。なお、やむを得ない理由により実地検査の受け入れが困難である場合は、書面検査を受け入れること。また、個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は、受託者(必要に応じ水産庁)は、原則として年1回以上の再委託先への実地検査を行うこととし、やむを得ない理由により実地検査の実施が困難である場合は、書面検査を行うこと。
- カ 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

(3) 標準ガイドラインの遵守

本業務の遂行に当たっては、標準ガイドラインに基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)」(以下「解説書」)を参考とすること。なお、「標準ガイドライン」及び「解説書」が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

(4) その他文書、標準への準拠

ア 遊漁採捕量等実態調査事業プロジェクト計画書等

本業務の遂行に当たっては、担当部署が定める遊漁採捕量等実態調査事業プロジェクト計画書との整合を確保して行うこと。

イ 開発に当たっては、「標準コーディング規約」に準拠して作業を行うこと。

ウ アプリケーション・コンテンツの作成規程

- (ア) 提供するアプリケーション・コンテンツに不正プログラムを含めないこと。
- (イ) 提供するアプリケーションにぜい弱性を含めないこと。
- (ウ) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない限り、実行プログラムの形式でコンテンツを提供しないこと。
- (エ) 電子証明書を利用するなど、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。

- (オ) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、ぜい弱性が存在するバージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- (カ) サービス利用に当たって必須ではない、サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。
- (キ) 「.go.jp」で終わるドメインを使用してアプリケーション・コンテンツを提供すること。
- (ク) 詳細については、担当部署から「アプリケーション・コンテンツの作成及び提供に関する規程」の説明を受けるとともに、それに基づきアプリケーション・コンテンツの作成及び提供を行うこと。

(5) 規程等の説明等

「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(以下「統一基準群」という。)に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

(6) 情報システム監査

ア 本調達において整備又は管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、水産庁が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、水産庁が定めた実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)に基づく情報システム監査を受注者は受け入れること(水産庁が別途選定した事業者による監査を含む)。

イ 情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を担当部署と協議し、指示された期間までに是正を図ること。

(7) セキュリティ要件

情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアルに基づき、実施すること。

7 成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

ア 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て水産庁に帰属するものとする。

- イ 水産庁は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること(以下「複製等」という。)ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により水産庁がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までには通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- ウ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に水産庁の承認を得ることとし、水産庁は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら水産庁の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、水産庁は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- エ 本調達に係るプログラムに関する権利(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)及び成果物の所有権は、水産庁から受注者に対価が完済されたとき受注者から水産庁に移転するものとする。
- オ 受注者は水産庁に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- カ 受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

(2) 契約不適合責任

- ア 水産庁は検収完了後、成果物についてシステム仕様書との不一致(バグも含む。以下「契約不適合」という。)が発見された場合、受注者に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完(以下「追完」という。)を請求することができ、受注者は、当該追完を行うものとする。ただし、水産庁が追完の方法についても請求した場合であって、水産庁に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は水産庁が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができること。
- イ 前記アにかかわらず、当該契約不適合によっても個別契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要する場合、受注者は前記アに規定された追完に係る義務を負わないものとする。
- ウ 水産庁は、当該契約不適合(受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。)により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができること。

- エ 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により個別契約の目的を達することができないときは、水産庁は本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができること。
- オ 受注者が本項に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、検収完了後1年以内に水産庁から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、検収完了時において受注者が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかったとき、又は当該契約不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因するときにはこの限りでない。
- カ 前記アからオまでの規定は、契約不適合が水産庁の提供した資料等又は水産庁の与えた指示によって生じたときは適用しないこと。ただし、受注者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

(3) 検収

- ア 本業務の受注者は、成果物等について、納品期日までに水産庁に内容の説明を実施して検収を受けること。
- イ 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について水産庁に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

8 入札参加資格に関する事項

(1) 競争参加資格

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 平成31、32、33年度又は令和1・2・3年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」を有していること(地方公共団体は除く)。
- エ 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 受注実績

応札者は、本業務と類似する事業の受注実績を過去5年以内に有すること。

(3) 複数事業者による共同入札

- ア 複数の事業者が共同入札する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同入札の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。
- イ 共同入札を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、

業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の契約不適合責任に関しても協定の内容に含めること。

- ウ 共同入札を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同入札への参加を行っていないこと。
- エ 共同入札を構成する全ての事業者は、公的な資格や認証等の取得を除く全ての応募条件を満たすこと。

(4) 入札制限

本業務を直接担当する農林水産省 IT テクニカルアドバイザー(旧農林水産省 CIO 補佐官に相当)、農林水産省全体管理組織(PMO)支援スタッフ及び農林水産省最高情報セキュリティアドバイザーが、その現に属する事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利害関係を有する事業者は、本書に係る業務に関して入札に参加できないものとする。

9 再委託に関する事項

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ア 本業務の受注者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。
- イ 受注者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- ウ 受注者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- エ 再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。
- オ 再委託を行う場合、再委託先が「8. (4)入札制限」に示す要件を満たすこと。

(2) 承認手続

- ア 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した別添の再委託承認申請書を水産庁に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- イ 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を水産庁に提出し、承認を受けること。
- ウ 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合(以下「再々委託」という。)には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

(3) 再委託先の契約違反等

再委託先において、本調達仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、水産庁は、当該再委託先への再

委託の中止を請求することができる。

10 その他特記事項

(1) 前提条件等

- ア 本調達仕様書と契約書の内容に齟齬が生じた場合には、本調達仕様書の内容が優先する。
- イ 本業務受注後に調達仕様書の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって水産庁に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微(委託費、納期に影響を及ぼさない)かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面を双方が確認することによって変更を確定する。

(2) 入札公告期間中の資料閲覧等

本業務の実施に参考となる過去の類似業務の報告書等に関する資料については、水産庁内にて閲覧可能とする。なお、資料の閲覧に当たっては、必ず事前に担当部署まで連絡の上、閲覧日時を調整すること。

ア 資料閲覧場所

東京都千代田区霞が関 1-2-1 水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室(農林水産省本会8階 ドア No. 本 818)

イ 閲覧期間及び時間

(ア) 令和4年2月9日から令和4年2月28日まで

(イ) 行政機関の休日を除く日の 10時から17時まで。(12時から13時を除く。)

ウ 閲覧手続

最大2名まで。応札希望者の商号、連絡先、閲覧希望者氏名を別記様式1「資料閲覧申込書」に記載の上、閲覧希望日の7日前までに提出すること。また、閲覧日当日までに別記様式2「機密保持誓約書」に記載の上、提出すること。

エ 閲覧時の注意

閲覧にて知り得た内容については、提案書の作成以外には使用しないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏えいしないように留意すること。閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。

オ 連絡先

水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室 電話 03-3502-7768

カ 事業者が閲覧できる資料

閲覧に供する資料の例を次に示す。

(ア) 遊漁採捕量等実態調査事業プロジェクト計画書

(イ) 遵守すべき各府省独自の規定類

a 農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則

b 農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令

(ウ) 現行の業務分析結果

(エ) 現行の情報システムの情報システム設計書、操作マニュアル

(3) その他

本仕様書について疑義等がある場合は、質問書により質問すること。なお、質問書に対する回答は適宜行うこととする。

11 附属文書

(1) 別紙1 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様

(2) 別記様式1 資料閲覧申込書

(3) 別記様式2 機密保持誓約書

以上